

議案第 8 2 号

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年南あわじ市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第9条第2項中「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第2条 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給

与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定は令和7年4月1日から、改正後の条例第9条第2項の規定は令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案	備 考																																				
<p>第1条～第6条 略</p> <p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員及び技能労務職員（地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="210 694 1048 1129"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><u>1</u></td> <td style="text-align: right;"><u>392,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td style="text-align: right;"><u>440,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td style="text-align: right;"><u>492,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>4</u></td> <td style="text-align: right;"><u>555,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td style="text-align: right;"><u>634,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>6</u></td> <td style="text-align: right;"><u>740,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>7</u></td> <td style="text-align: right;"><u>864,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 略</p> <p>第8条 略</p> <p>（特定任期付職員についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	<u>392,000</u>	<u>2</u>	<u>440,000</u>	<u>3</u>	<u>492,000</u>	<u>4</u>	<u>555,000</u>	<u>5</u>	<u>634,000</u>	<u>6</u>	<u>740,000</u>	<u>7</u>	<u>864,000</u>	<p>第1条～第6条 略</p> <p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員及び技能労務職員（地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1075 694 1912 1129"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><u>1</u></td> <td style="text-align: right;"><u>405,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td style="text-align: right;"><u>455,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td style="text-align: right;"><u>508,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>4</u></td> <td style="text-align: right;"><u>574,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td style="text-align: right;"><u>655,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>6</u></td> <td style="text-align: right;"><u>765,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>7</u></td> <td style="text-align: right;"><u>893,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 略</p> <p>第8条 略</p> <p>（特定任期付職員についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	<u>405,000</u>	<u>2</u>	<u>455,000</u>	<u>3</u>	<u>508,000</u>	<u>4</u>	<u>574,000</u>	<u>5</u>	<u>655,000</u>	<u>6</u>	<u>765,000</u>	<u>7</u>	<u>893,000</u>	
号給	給料月額																																					
	円																																					
<u>1</u>	<u>392,000</u>																																					
<u>2</u>	<u>440,000</u>																																					
<u>3</u>	<u>492,000</u>																																					
<u>4</u>	<u>555,000</u>																																					
<u>5</u>	<u>634,000</u>																																					
<u>6</u>	<u>740,000</u>																																					
<u>7</u>	<u>864,000</u>																																					
号給	給料月額																																					
	円																																					
<u>1</u>	<u>405,000</u>																																					
<u>2</u>	<u>455,000</u>																																					
<u>3</u>	<u>508,000</u>																																					
<u>4</u>	<u>574,000</u>																																					
<u>5</u>	<u>655,000</u>																																					
<u>6</u>	<u>765,000</u>																																					
<u>7</u>	<u>893,000</u>																																					

2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条、第32条第2項及び第35条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年南あわじ市条例第7号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第35条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

3・4 略

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条、第32条第2項及び第35条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年南あわじ市条例第7号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第35条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の90」とする。

3・4 略

第10条 略

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第8条 略 （特定任期付職員についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条、第32条第2項及び第35条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年南あわじ市条例第7号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第35条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>第10条 略</p>	<p>第1条～第8条 略 （特定任期付職員についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条、第32条第2項及び第35条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年南あわじ市条例第7号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第35条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>第10条 略</p>	

